

## 細川頼之政權と持明院統の分裂

水野 圭士

〔キーワード…①室町幕府 ②細川頼之 ③大名 ④持明院統 ⑤公武関係〕

### はじめに

観応三（一三五二）年、正平一統とその破談の結果として行われた後光厳天皇の踐祚は、三種の神器の欠如や治天の不在等、その異例さで際立っていた<sup>(1)</sup>。そのため、後光厳天皇にはじまる後光厳皇統の脆弱さは今谷明氏等に注目され、その弱さが足利義満の公家化といった問題と絡み合っただ論じられてきた<sup>(2)</sup>。

後光厳皇統は南朝から「偽朝」・「偽主」と断じられたように<sup>(3)</sup>、その正当性に瑕疵を抱えていた。そのような脆弱さにも関わらず、明德三（一三九二）年、南北朝合一が果たされたのはこの皇統の下であった。このような後光厳皇統が存続できたのは、足利義満・細川頼之が後光厳皇統を支持したためとされる<sup>(4)</sup>。家永

遵嗣氏は、その背景に義満・頼之が後光厳皇統と姻戚関係を通じて密接化していたことがあると指摘されている<sup>(5)</sup>。義満と後光厳皇統との姻戚関係については義満の生母冷遇から影響を低くみる見方もあったが<sup>(6)</sup>、家永氏による後円融天皇生母(義満叔母)崇賢門院の重要性の解明によって、当該期の公武関係に血縁の与えた影響の大きさが明らかとなった。本論で注目するのは、後光厳天皇とその兄崇光上皇との対立が幕府内の派閥対立をも刺激し、激化させたことである。

応安三(一三七〇)年、後光厳から後円融への譲位に際して幕府内の対立が露わとなった。細川頼之が後円融の登極を支持したのに対し、有力な大名たちが反発し、義満の義母洪川幸子も頼之を批判する側に加担した。南北朝時代後半の幕府政治は細川派と斯波派との間の対立として把握されてきた。だが、大名間の対立は皇統問題と無関係ではなかったのである。本論ではこのことに焦点をあてて論じていきたい。

南北朝時代の公武関係においては、これまで足利義満の公家化という現象が注目されてきた。この現象については武家側、大名達がどのようにこれを受け取っていたのかについて、複数の考え方が提示されている。大名達は義満の公家化に抵抗・批判的であったとする今谷明説<sup>(7)</sup>、これに対して公家化は大名との関係に積極的に意味を持つものではないとする市澤哲説<sup>(8)</sup>、足利将軍の公家化が儀礼等を通じて將軍と守護との格差を明確化する機能を持ったとした松永和浩説である<sup>(9)</sup>。これらのように、公家化と大名との対応関係については影響を認めるか否かで判断が分かれている。

さらに近年、山田徹氏によって、細川頼之と土岐頼康という大名間対立の背景に皇統問題のあったことが指摘されている<sup>(10)</sup>。本論は、さらにその論点を深めるものでもある。

足利義満と後光厳天皇の子後円融天皇とは従兄弟であった<sup>(11)</sup>。家永遵嗣氏はそれに加えて、管領の細川頼

之自身、後円融天皇の外戚である広橋家と姻戚関係にあったとされている<sup>(12)</sup>。本論ではそのことを掘り下げて考察を行う。細川・斯波両派の対立は、南北朝時代後半の室町幕府政治を説明する図式としてよく知られたものである。しかし、細川頼之が後円融の皇位継承を支持し、斯波派がそれに反発したという事情は、あまり注意を払われてこなかった。

斯波派が、この問題を見過ごせなかった要因として、頼之が後光厳皇統と姻戚関係であったということが考えられる。足利義満に近侍し、「権女」と呼ばれた幕府女房「細川局」は<sup>(13)</sup>、細川頼之の女子であり、後円融天皇の外戚広橋仲光の室でもあった。つまり、頼之が後円融天皇の大叔父の立場であったために斯波派の反発を招いたとみられるのである。本論ではこのことも合わせて論じていく。

## 第一章 皇統問題と武家

### 1 崇光上皇の還京とその影響

観応の擾乱後の北朝の皇位継承は、崇光上皇の曾孫にあたる後花園天皇が践祚するまで、後光厳皇統で占められていた。一方で、後光厳皇統は不安定な存在でもあった。森茂暁氏は北朝の政務運営のなかで、後光厳朝廷が践祚の経緯等により諸種の制約を被っていたとされている<sup>(14)</sup>。それだけではなく、在位中三度も南朝によって京都から追われるなど外からも揺さぶられ続けた。そのようななか、延文二（一三五七）年二月、正平一統の破談によって吉野に囚われていた崇光上皇の還京という事件が起きた。

崇光上皇還京については、皇統問題への影響という観点から家永遵嗣氏によって既に詳細に論じられてい

る<sup>(15)</sup>。本節ではそれを受けて、崇光上皇の還京後の公武の動きを、後光厳天皇讓位時の管領細川頼之の対応と合わせて考察を行う。

前記の家永氏の考察について、その成果を列挙すると次のようになる。

①前提として広義門院は、後光厳天皇を一代限りとし、皇位を崇光上皇の血筋へと戻す考えであった。そのため、持明院統の嫡流に相伝される長講堂領を後光厳天皇に渡さず、還京した崇光上皇に譲与した。これを見た典侍日野宣子をはじめとする宮中の後光厳皇統支持派は、足利義詮室紀良子の妹仲子（勘解由小路兼綱養女）を後光厳天皇の後宮に入れ、良子所生子足利義満と仲子所生の後円融天皇という閥閥関係を構築、足利將軍家を後光厳皇統側に抱き込むことに成功した。

②持明院統の家長であり、皇統問題に影響力を持っていた光厳法皇は、貞治二（一三六二）年、皇位が後光厳皇統に伝えられるのならば、長講堂領も後光厳の子孫が継承してもよいという置文を作成し<sup>(16)</sup>、後光厳皇統の皇位継承を容認した。

③応安三（一三三〇）年、後光厳天皇が後円融天皇への讓位を決意して幕府へ働きかけると、崇光上皇も幕府へ運動を行い、両者は幕府の支持を得ようと競い合った。

④幕府側では、管領細川頼之が後光厳天皇を支持し、崇光上皇の働きかけを退けた。

つまり、崇光上皇の還京は、文和年間以来、同上皇子孫への皇位継承を考えていた広義門院の動きを誘発し<sup>(17)</sup>、それへの対抗から後光厳皇統が足利將軍家との結びつきを強めるといふ結果を招いたのである。貞治年間、天皇と崇光上皇は「御中よく申通られ侍る」というように表向きは平穏な状況であった<sup>(18)</sup>、しかし、その間でも立坊の風聞が流れることや<sup>(19)</sup>、貞治末年には後光厳皇統と後述するように姻戚関係にあった細川

頼之が管領就任のために上洛するということも起きていた<sup>(20)</sup>。崇光上皇の還京は、応安三年の後光厳から後円融への讓位を巡る争いへと繋がる種々の動きを起こさせることになったのである。

幼君足利義満に代わり管領細川頼之が幕府の執政者となっていた応安年間、皇統問題が動き始める。応安三(一三三〇)年八月、後光厳天皇は讓位を發意し、幕府管領細川頼之のもとへ側近柳原忠光を使者として遣わして讓位を諮った<sup>(21)</sup>。これまで潜在的な問題であった皇統問題が、頼之政権下で表面化することとなったのである。

## 2 後光厳天皇讓位と幕府

後円融天皇登極が始動したことへの幕府側の反応としては、次の史料が重要である。史料一はこの問題の当事者である後光厳天皇の日記であるが、これによって細川頼之が後光厳天皇支持であったこと、幕府内には渋川幸子を中心にその反対派がいたことが分かる。

【史料一】「後光厳天皇御記」応安三年一〇月一日条<sup>(22)</sup>

十月一日、(中略)頼之内々申云、(以光濟禰正)立坊事、依被仰下、已可爲聖斷之由奏聞先畢、云勅定之趣、云武家所存、雖正理勿論、武將幼主、(先日申之)大方(衆所共之)、(衆所共之)每事諮詢重事間、諸大名等又委不子細、偏頼之以未盡事稱公家(衆所共之)、(衆所共之)於身雖不痛存、御領以下始終事、(衆所共之)舊院幸有被申置旨之由承之、然者被許拜見、且蜜々可命大方禪尼以下之由存之、(後略)

史料一のなかで頼之は「立坊事、依被仰下、已可爲聖斷之由奏聞先畢」んぬと述べて後円融立坊等のことについては後光厳天皇の決断に従う方針を既に奉答した、とある。さらに「云勅定之趣、云武家所存、雖正理勿論」

えどもとした。つまり、天皇の決定の内容、頼之の考え（＝後円融登極）が正当なものであるとしている。それに対して「大方禪尼」（渋川幸子）や諸大名は「偏頼之以未盡事稱公家鼻貞之由」という状態だった。つまり、どちらの皇統が皇位を継承するかの審理が尽くされていない状態であるのに、頼之はひたすら後光厳天皇に肩入れしており、これは不当な「鼻貞」であるということ（幸子や諸大名は）唱え申されているという状態であった。頼之はこの局面に、「舊院幸有被申置旨之由承之、然者被許拜見」れることを望み、家永論文まとも（光厳法皇）で触れた故光厳法皇の置文を借覧し、幸子等に示すことで事態の収拾を図っていくこととなる。<sup>(23)</sup>

この史料で特に重要なのが傍線部である。細川頼之の後光厳皇統支持に対して、渋川幸子や「諸大名等」によって細川頼之の後光厳天皇への「鼻貞」という批判が起こつていたとするのである。史料一だけでは「諸大名」と記されたものたちの具体的な名を知ることができないが、渋川幸子が反対派の一員であることは重要な意味を持っている。

渋川幸子は、義詮の正室・義満の准母という立場から、鎮西管領人事での渋川義行の抜擢にみられるように、斯波氏と連携して幕政に影響力を行使したことが知られ<sup>(24)</sup>、「諸大名」のなかには斯波義将が含まれていた蓋然性は高い。種々の問題で義将と対立していた頼之にとつて、彼らの反対の動きは無視できないものであった。応安三年八月、後光厳天皇が讓位を細川頼之に伝えた際、頼之は、「此趣故披露、重可申入御返事」<sup>(25)</sup>として、頼之の決裁という形ではなく、義満に正式に披露したうえで返答するという慎重な対応を取った。頼之の対応について天皇は、「雖幼稚可令見大樹歟、又定達尼二品耳歟」と記し、義満だけでなく、「尼二品」<sup>(26)</sup>足利義詮正室・義満准母渋川幸子への働きかけが行われているのではないかと推測している。実際、傍線部にあるように渋川幸子等は頼之の後光厳皇統支持を「鼻貞」だと称して反対した。これ以前から存在した細川派

と斯波派の対立関係のなかに皇位継承問題、直接的にいえば、後円融天皇の登極を支持するか否か、という争点が組み込まれたのである。

述べてきたように細川頼之は後光厳天皇に与していたが、この関係の要にいたのが細川頼之の女子であったと考えられる。次章で述べていくように、この女子は、足利義満に仕えて「権女」とも称された幕府女房「細川局」であり、局は後円融天皇の叔父広橋仲光の妻でもあった。諸大名が頼之の動きを「臆貞」と称した背景に、頼之と後円融との姻族関係があつたと判断されるのである。次章では、この姻族関係を論証し、そのことが公武関係にどのような影響を与えていたのかを考察する。

## 第二章 細川局と北朝・幕府

### 1 細川局とその所縁

皇統問題で細川頼之のとつた対応については、評価が二つに分かれている。小川信氏は洪川幸子等の介入を排し、後円融の登極を支持したことから頼之を後光厳皇統支持派に与していたとする<sup>(25)</sup>。いまひとつは「可爲聖斷」し、天皇の決断に従いますという頼之の奉答の文言から、鎌倉幕府以来の不干渉策を守つたとする森茂暁氏の評価がある<sup>(26)</sup>。この点について崇光上皇の孫貞成親王は、親王の子後花園天皇に崇光皇統の再興とその理を示すために著述した『椿葉記』の一節で触れている。(後光厳天皇)「内裏より別して頼之朝臣をたのみ仰らるゝ、  
「武家ひとへに臆貞申うへは」と記し、頼之を後光厳天皇の支持者であつたと記している。いっぽうで後光厳はその日記のなかで、後円融への譲位について、細川頼之が崇光上皇の動きを天皇に伝えることや反対派の説

得に動いたことなどを記しており、後光厳皇統側に立ち続けていたことを記している<sup>(27)</sup>。後光厳・崇光両皇統側それぞれの史料で記されていることからみて、頼之は後光厳皇統に与する立場であったといえよう。

細川頼之と後光厳皇統との関係については、細川氏出身の幕府女房であった「細川局」が頼之と後光厳天皇の仲介を行ったという小川剛生氏の指摘がある<sup>(28)</sup>。「細川局」は義満の身辺を取り仕切り、「権女」と称されるほどの勢威を幕府内に持った人物である<sup>(29)</sup>。そのような局が頼之・後光厳との間にどのような関係をもっていたのかということは究明する必要がある。本節では、まず、「細川局」が頼之の女子であるとみられることを検証する。

「細川局」を考察するうえで、まず注目したいのが次の史料二である。

【史料二】 『師守記』 貞治六年九月十四日条

(前略)

今日申剋、細河右馬頭頼之渡住六角万里小路四条坊門与六角間東頼、細川御局里、此間居住嵯峨、今日出京云々、(後略)

史料二は、貞治六(一三六七)年、上洛した細川頼之が嵯峨にあった住居から六角万里小路にある邸宅に移住したことを伝える記事である。この記事で注目したいのが傍線部、「細河御局里」という記述である。「里」は現代にあっても実家という意味を持つが、『日本国語大辞典』に「宮廷を「内」というのに対して、それ以外の場所をいう。特に宮仕えする人が自分の住家また実家をさしている」とあるように、女房の実家という意味を有していた。頼之は管領在任中、この六角万里小路邸に居住していた<sup>(30)</sup>。そのことから、「細川局」と細川頼之が極めて近い親族であったことが分かる<sup>(31)</sup>。



細川氏は足利一門中でも宗家と密着した氏族であった<sup>(32)</sup>。なかでも細川頼之は、妻持明院氏が義満の乳母であり、特に義満と親しかった<sup>(33)</sup>。頼之室が義満の乳母であったことに関連して本論で注意したいのは、頼之の家族関係復元への影響である。

頼之の遺跡を継承した男子がすべて猶子・養子であることから、頼之夫妻には所生の男子はいなかったと思われる。一方で小川信氏は、義満の乳母となったことからみて頼之室持明院氏に所生子が存在したとされている<sup>(34)</sup>。そのため、頼之室持明院氏が産んだ実子は女子であったと考えられる。ゆえに、史料二の「里」という表記が重要になる。史料二によれば頼之は六角万里小路邸に「渡住」と書かれており、元来、頼之の所有屋敷ではなかったとみえる。この屋敷は、鎌倉時代の細川氏が弱小御家人であったことや<sup>(35)</sup>、頼之が足利義詮將軍期も在国活動を専らとしていたことからみても、細川氏が以前から保有していた自身の邸宅とは考え難い<sup>(36)</sup>。頼之室の父持明院保世に頼之室以外の子は知られておらず<sup>(37)</sup>、頼之は妻の実家を居宅として用いたと推測できる。そこを「里」＝実家と記されるということから、「細川局」は頼之夫妻の子にあたるのではないかと考えられる<sup>(38)</sup>。「細川局」は義満の乳母持明院氏の女子であったため、乳兄弟にあたる義満に近侍していたのである。

中世、乳母とその一族は養君を支え、教育面だけでなく政治・経済全般に渡って後援する存在であったことが明らかにされている<sup>(39)</sup>。「細川局」の権勢もその生母が義満の乳母であったことの結果といえるだろう。続いて、「細川局」の幕府内での立場を論じておきたい。

【史料三】『祇園執行日記』応安四年九月廿一日条

廿一日、(中略)

一此間自元湯山住人々、赤松中津河、細川御局御タカ、八幡殿八幡子、將軍御舎兄僧ノ御母儀以下群集之間、所々宿皆以被點云々、

【史料四】「祇園執行日記」応安四年九月廿二日条<sup>(40)</sup>

廿二日、(中略)

一御休所御タカ御女御は、是二御渡之間參入、見參了、明日可有上洛云々、將軍御息僧御母儀比丘尼同於一所見參了、細川局の幕府内での立場を窺わせるものとして注目したいのが、史料三・四である。史料三・四は、記主祇園執行顕詮が有馬温泉に下向したときのものである。史料三によれば、このとき有馬には足利義満生母紀良子(八幡殿)・義満庶兄生母<sup>(41)</sup>等があり、その中には「細川御局御タカ」と記されているように<sup>(42)</sup>、「細川局」もいた。史料四では、紀良子の「御休所」に顕詮が詣でて「細川局」と面会し、そこには義満庶兄母もいたことが記されている。のちに、將軍御所で勢威を持った義満愛妾高橋殿も、足利義持正室日野栄子や称光天皇生母光範門院等と共に熊野參詣を行い、大きな役割を果たしたことが指摘されている<sup>(43)</sup>。「細川局」が將軍生母等と連れ立って湯治をしていたことは、局自身が將軍御所内に仕えており、御所の「奥」を構成する女性達の中で勢力を築いていた証左といえるだろう<sup>(44)</sup>。

【史料五】『後深心院関白記』永和四年五月六日条

晴、大樹違例事、相尋武邊女中細川局、近田綱矩也之處、非指事云々、世間之浮説虚事也、

史料五は、南北朝時代の近衛家の当主近衛道嗣の日記である。ここでは傍線部にあるように、幕府女房で「権女」と評される「細川局」が登場している。当時、義満は病を得てそれが噂となっていたため<sup>(45)</sup>、道嗣はその実情を「細川局」に尋ね、大病ではないという回答を得たのであった。史料五から「細川局」が、撰家の当

主から義満の病勢を承知しているとみられ、実際にそれについて答えられるほど義満に近侍していたことが分かるのである。

のちに康暦元年閏四月一四日の政変が起きた後、「細川局」の宝積寺への寄進地に対して義満から再寄進が行われている<sup>(46)</sup>。述べてきたように、細川局は頼之の女子とみられる。政変の直後<sup>(47)</sup>、失脚した細川氏への追いつちが行われる中で、あえて義満が「細川局」の寄進地を重ねて寄進（実質的な安堵）をしたことは、義満と「細川局」との密接さの結果と考えられる。「細川局」が「権女」と呼ばれた背景として、細川氏出身という血族の面だけでなく、局自身が紀良子・義満と親しいといった將軍御所内での立場もあったのである。次に「細川局」と後光厳皇統側との関係を見る必要がある。その点について最も重要な史料は、次の二点である。

【史料六】『後愚昧記』 応安七年三月一日条

（前略）

次或仁<sup>武家女</sup>臨時御佛事、導師房淳僧都、導師布施三重一裹、題名一重、

【史料七】「保光卿記」 応安七年三月一日条<sup>(48)</sup>

臨時御佛事、

（中略）

同日、辨戒尼修之、<sup>後聞細川局云々</sup> 御導師房淳、導師分三重一裹、題名分一重、

史料六・七は、後光厳上皇の中陰仏事に際しての記事である。史料六は後小松天皇の外戚三条公忠の日記『後愚昧記』、史料七は後光厳上皇の側近柳原忠光の兄土御門保光の日記で、共に後光厳上皇の中陰仏事に関する

記事である。ここで注目したいのが傍線部である。史料六の『後愚昧記』は、後光厳上皇の臨時仏事を「武家女房」、つまりは幕府につかえる女房が仙洞御所の柳原殿<sup>(49)</sup>で行ったことを記している。この「武家女房」が「細川局」であることは同日の土御門保光の日記である史料七の傍線部によって判明する。これらの史料は、一介の幕府女房である「細川局」が故後光厳上皇のための追善仏事を院御所で主催したとしていっているのである。このような例は公武の融合が進む室町幕府下でも異例の事態であり、後光厳上皇と「細川局」との間に親族関係上の結びつきを想定しなければ理解しえない挙動である。中世の天皇仏事では、参仕者が特別な近親者に限定されるなど、かつての国家的行事から天皇家の私的儀礼の面が強まっていたことが指摘されている<sup>(50)</sup>。そのことから、この中陰仏事に関する史料は、「細川局」と後光厳上皇との間に、非常に親しい親族関係が存在したことを示すものとみるのが適当であろう。

このことについては、「細川局」が仙洞に仕えていた経験があったためと推測されている<sup>(51)</sup>。だが、管見の限り、「細川局」が内裏・院御所に仕えたという史料はない。細川局は別の背景で後光厳上皇の追善を行ったと考えるのが自然である。

「細川局」については、家永遵嗣氏が局を義満の乳母であった頼之室持明院氏と同一視されていた<sup>(52)</sup>。本節では、局が持明院氏ではなくその娘であることを論じてきた。頼之室が「細川局」であったとした場合、頼之室が直接に後光厳上皇と関係を持った痕跡はなく、何故に上皇の中陰仏事を修したのが説明できなくなるという問題が起きてしまう。

ここで注目したいのが、明徳の頼之復権以降、『兼宣公記』に名のみえる広橋兼宣の母「老堂」である。「老堂」は兼宣母、つまりは後光厳の義兄弟である仲光の妻であった人物だが、細川氏の出身で頼之と非常に近い立場

にあった人間でもある。次節では、この「老堂」と「細川局」の問題について掘り下げることを行っていく。

## 2 細川局と公武関係

すでに、家永遵嗣氏は足利義満の側近であった広橋仲光室・兼宣母が細川氏の出身者であったことを指摘され、後円融天皇の外戚広橋家と細川氏との間に姻戚関係の存在したことを論じられている<sup>(53)</sup>。この指摘は、「細川局」の出自を解明するうえでも重要なものである。細川氏と広橋家との関係を考察するうえで重要なのが、小川剛生氏によって紹介された<sup>(54)</sup> 次の史料である。

【史料八】『公豊公記』康暦二年六月八日条<sup>(55)</sup>

八日朝間天晴、午晚刻雨下即休、雲行北、入夜甚雨、今朝聞、藤中納言<sup>仲光</sup>室家三品逝去、為去夜之事、難産之故云々、彼三品者、故時光卿嫡女、資康卿同胞也、<sup>(後光厳天皇)</sup>旧院御在位之時、為典侍陪從、皇女一両降誕、

当代登極之後、為御乳母叙三品、密通仲光卿遂妻室、<sup>謙言</sup>旧妻、被追放、彼怨靈邪氣之由風聞不知実説也、(後略)

史料八は、康暦二(一三七九)年、広橋仲光の後妻日野時子<sup>(56)</sup>が難産で没したことを正親町三条公豊が日記に書き記したものである。史料八に関しては傍線部に注目したい。傍線部は、日野時子の難産による死に関して、仲光旧妻の怨霊のためという風聞のあったことを伝えている。その仲光旧妻には割注で「兼宣母」と記し、今は追放されてしまっているとしている。『公豊公記』の記述だけでは仲光が時子と密通して旧妻は追放されてしまったという話にも思えるが、史料八が康暦の政変後のものであることを合わせるとそれだけの話とはいえなくなる。以下で述べるように兼宣母は細川一門であり、細川頼之と浮沈を共にする密接な関係のあ

る人物であったからである、

仲光室（兼宣母）が細川氏出身者であることについては次の史料が参考となる。

【史料九】『兼宣公記』応永九年正月一四日条

（広橋兼宣）

（細川義之）

十四日、天晴（中略）入夜予參老堂、□□讚岐入道同出逢、自老堂給小袖一重并檀昏十帖、亭主禪門給白太刀、是等皆□不相違去年儀之者也、珍重々々、

史料九は、足利義満・義持に側近として仕えた広橋兼宣が、母「老堂」のもとへ年始の挨拶に行ったさいのものである。ここで注目したいのが、兼宣が「老堂」と共に「讚岐入道」こと、頼之の甥で阿波国守護を頼之から継承した細川義之(57)と出会ったことである。義之は「亭主禪門」と記されており、「老堂」居住邸の主であったことを記している。史料九のなかで兼宣は、「老堂」だけでなく細川義之からも引出物を拝領している。さらに「不相違去年儀」とあることから、これは例年のことであった。『兼宣公記』をみると、兼宣の母である「老堂」が細川義之の「女姓」（恐らく義之の妻妾）と共に長谷寺に参詣していたことも記されている(58)。これらのことから広橋兼宣の母が細川氏出身者であったことは傍証されよう。細川讚州家と広橋家との関係は、兼宣母の存命中にしか認められない。このことから、義之と兼宣母とは、直接の配偶関係ではなく、頼之を介した傍系親族であったと考えられる。

さらに「老堂」と頼之との関係の判断材料となるのが次の史料一〇である。

【史料一〇】『兼宣公記』明徳二年八月九日条

九日、晴、老堂去比（自）四國御上洛之由、粗雖觸耳、先年就家君之仰、不音信申之處、於今者可申奉之由、有家君仰、兄弟輩皆以歡喜々々、

史料一〇は、明徳二（一三九二）年、この直前に四国から上洛していた兼宣母「老堂」<sup>59</sup>との交信の許しが父広橋仲光から兼宣たちに出たことを記したものである。康暦の政変で細川頼之が失脚した際、細川一門は揃って四国に没落していた<sup>60</sup>。細川頼之は明徳二年四月に四国から上洛して幕政に復帰した。史料九から仲光旧妻（兼宣母）「老堂」も明徳二年まで四国に在国していたことが分かる。仲光旧妻（兼宣母）は、細川氏の一門であったとみられることから、この動きは両者の関係性を示すものといえる。

史料一〇では、仲光が兼宣等とその生母との絶交を命じ、頼之の復権が確実となった明徳二年になってようやく交信を許したと記されている。このような厳しい態度を取らせた原因として、兼宣の母が細川氏の一門であったことと考え合わせると、その理由を自然に理解できるようになる。

康暦の政変では、義満室の兄弟である日野資教・裏松資康にも襲撃の噂が流れ、政変が公家側にも波及するという現象が起きている<sup>61</sup>。これは、資教・資康達が頼之方に与して、斯波派に転じた京極高秀の処分に荷担したためであった<sup>62</sup>。康暦の政変では、後円融天皇支持派の公家が頼之に同調して、斯波派と対抗するということが起きていたのである。

このような動きに、後円融の叔父である広橋仲光も無関係にはなれず、仲光旧妻（兼宣母）は頼之の縁者であったために、康暦の政変の影響で「被追放」れたとみるのが適当であろう。明徳二年に斯波義将が下国して、細川頼之が復権するまで、仲光は幕府内の対立のあおりを受けるのを恐れ、「旧妻」との交信をその出生子に禁止していたのであろう。史料八九・一〇から、兼宣の母「老堂」は細川氏の人間で、康暦の政変の影響で追放され、明徳二年まで頼之とともに四国にいたと考えられる。

以上のように論じてきた点から目を向けたのが、頼之の遺跡を継承した頼元達よりも、兼宣母の方が頼之

に近い人物とみられることである。康暦の政変で細川一門は四国に没落したが、頼之の弟細川頼元は永徳元（一三八二）年に上洛して幕府に出仕し<sup>(63)</sup>、甥（弟詮春の子）の細川義之も同年には阿波国守護となっていた<sup>(64)</sup>。細川一門の多くは、没落こそ頼之と共にしたが、上洛や幕府復帰については頼之よりも早かった。それに対して仲光妻（兼宣母）は、細川頼之の上洛まで四国に留まり、その挙動は頼之の下国・上洛と一致している。このことから、兼宣母は頼元や義之に比べて、頼之と特別な近親性を持つ女性であったと判断できる。そのことは、史料二に関連して述べた頼之の娘である「細川局」と重なる点である。「細川局」は細川頼之の女子であったみられ、「権女」と称される有力者であり、康暦の政変の影響を受けざるを得ない立場でもあった。このような近似する特性を持つ「細川局」と兼宣母とは同一人物であったと見てよいだろう。

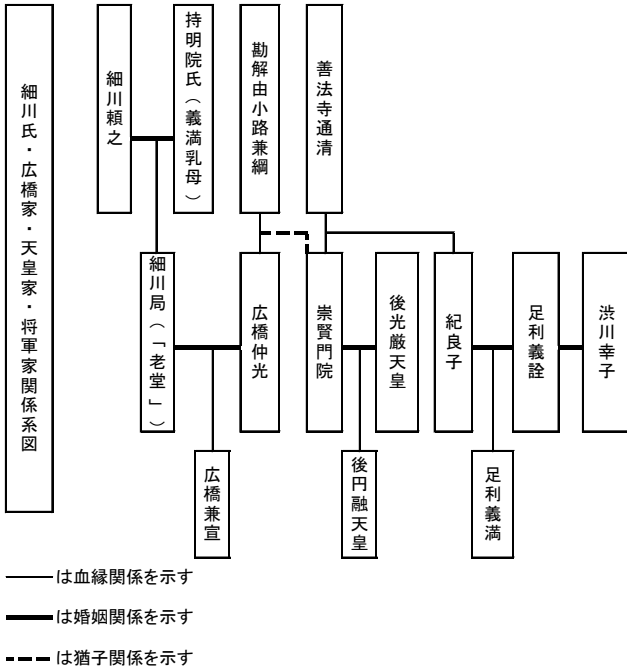
「細川局」が後光厳の親族であったという史料六・七によって得られた所見をもとに、再度の考察をしてみよう。後光厳上皇の典侍で後円融天皇を産んだ崇賢門院は勘解由小路兼綱の養女であり<sup>(65)</sup>、兼綱の子広橋仲光は後光厳上皇の義兄弟であった。つまり、広橋仲光の妻（＝兼宣の母）「老堂」は、夫の仲光を介して上皇の義姉妹ということとなる。ここで仮に、「細川局」が後光厳天皇の義弟である仲光の妻であったとすれば、何故「細川局」が院御所において後光厳上皇の中陰仏事を修したのかという問題が解けるようになる。局が仙洞で中陰仏事を主催したことは、「細川局」が上皇の義兄弟である広橋仲光の妻であることから後光厳の義姉妹として中陰仏事を行ったと理解されるのである。

このことは、「細川局」が持明院氏か、その娘かという問題とも関係する。持明院氏は頼之室であって仲光室ではなく、後光厳と特別に親しかったという証もない。「細川局」が後光厳上皇の中陰仏事を営んだことからみて、仲光室＝細川局と判断できる。「細川局」は頼之と持明院氏との間の子で、仲光の妻となった人物と



考えるのが適当なのである。

本節で述べてきたことを図にしたのが次に掲げる系図である。



この系図にみえるように、細川頼之は娘の「細川局」を介して後光厳皇統と極めて近い位置にいた人物であった。後光厳天皇から後円融天皇への譲位を支持したことについて、頼之が渋川幸子等の斯波派から強い反発を受けたのも、頼之が後光厳皇統ときわめて近い親族関係があったためと考えられるのである。斯波義将等が後円融の登極に反対したのは、義満の近親が天皇となること自体に反発したのではなく、後円融天皇の登極によって後円融の大叔父にあたる頼之の立場が更に強化されるとみためである。

### おわりに

本論では、細川頼之が後円融天皇登極を支持したことに刺激されて、以前からの頼之と斯波派との対立が激化したことと、その背景を論じてきた。そこには「細川局」を通じた頼之と後光厳天皇との姻族関係が存在したのである。その関係が、皇位継承問題と大名間対立を結びつけ、幕府を揺るがしたのである。

広橋家と細川氏との関係は、どのようにして始まったのであろうか。延文から貞治にかけて、後円融の従兄弟義満の将軍家嫡子としての地位が固まった。これを受け、広橋仲光が義満の乳母である頼之室持明院氏に近づいたものであろう。仲光と「細川局」との間に産まれた広橋兼宣の誕生は貞治五年であり<sup>(66)</sup>、その他の子の存在から、仲光と局の婚姻が貞治年間の半ばには結ばれていたことになる。この頃は斯波高経が京都で執政として全盛の時期であり、細川頼之は中四国での在国活動を専らとしていた<sup>(67)</sup>。そのようなときに起きた仲光と頼之の女子との婚姻は、頼之その人への接近ではなく、義満の乳母持明院氏への接近を目的としたものとみられる。

しかし、「細川局」の実父細川頼之が幕府管領になると、この関係は義満・頼之を後光厳皇統支持へと向かわせることとなった。頼之政権期、義満周辺を取り仕切り「権女」と称された幕府女房「細川局」は細川頼之の女子であると同時に、後光厳天皇の義兄弟にあたる広橋仲光の妻（＝兼宣の母）であり、頼之を後光厳皇統と縁戚関係に置く要となったのである。そのことは、細川頼之・足利義満が北朝を支援するうえで大きな意味合いを持った。第一章で史料一に関連して述べたように、頼之は後光厳朝廷への支援に執心した<sup>(68)</sup>。そこには縁戚関係が大きく寄与していたのである。頼之が対立する斯波派の大名から「鼻貞」と批判された理由として、後円融天皇の踐祚により、姻戚にあたる頼之の権勢が肥大化することへの警戒があったと考えられる。

中世の公武関係は、公武対立という理解から武家による王権奪取とみる考え方がなされてきた<sup>(69)</sup>。それに対して公武合体構造の形成という観点から公武双方の思惑による抱合という捉え方も伊藤喜良氏等によって出されている<sup>(70)</sup>。本論からいえば、皇統問題は公家社会内部でとどまる問題ではなく、武家（將軍・管領）との姻戚関係を媒介として、武家側内部での対立を触発するものともなっていたのである。

後光厳の義弟広橋仲光が細川頼之の婿であったことを考えると、義詮が頼之を幕府管領に起用して義満を後見させた背景に皇統問題の影響をみることもできる。義満が、康暦の政変でいったん失脚した頼之を再び登用したような、義満の頼之に対する信任をみるうえで、本論で論じた姻戚関係は有効であろう。細川派と斯波派の対立という、南北朝時代後半の室町幕府政治史の事象を単に幕府内で完結するものとして把握するのではなく<sup>(71)</sup>、公武関係という視点からも考察する必要があるのである。

注

- (1) 後光厳天皇踐祚については、家永遵嗣「室町幕府と「武家伝奏」・禁裏小番」(『近世の天皇・朝廷研究』五、二〇一三年)、今谷明「室町の王権―足利義満の王権篡奪計画―」(中公新書、一九九〇年)、同「観応三年広義門院の「政務」について」(同「室町時代政治史論」、塙書房、二〇〇〇年)、森茂暁『増補改訂南北朝公武関係史の研究』(思文閣出版、二〇〇八年)第三章第二節を参照。
- (2) 前掲(1)今谷著・森著、後掲(8)・(9)・(11)家永論文。
- (3) 『園太暦』文和二年六月二一日条。
- (4) 足利義満・細川頼之の後光厳皇統支持の動きは、家永前掲(1)論文・小川信『細川頼之』(吉川弘文館、一九六二年)が詳しい。
- (5) 家永遵嗣「天皇家の一員―足利義満―北山殿のヒューマン・リレーション―」(平安京・京都研究会連続シンポジウム報告、二〇一二年一月)。
- (6) 桜井英治『日本の歴史二二 室町人の精神』(講談社学術文庫、講談社、二〇〇九年、原本は講談社、二〇〇一年)今谷前掲(1)。
- (7) 市澤哲「補論二二(日本中世公家政治史の研究)、校倉書房、二〇一一年)。
- (8) 松永和浩『室町期公武関係と南北朝内乱』第二部第一章・第二章(吉川弘文館、二〇一三年)。
- (9) 山田徹「土岐頼康と応安の政変」(『日本歴史』七六九、二〇一二年)。
- (10) 両者の母が姉妹であった。義満と後光厳皇統との血縁は、家永遵嗣「足利義満・義持と崇賢門院」(『歴史学研究』八五二、二〇〇九年)、渡辺世祐「足利義満皇胤説」(『史学雑誌』三七七、一九二六年)が考察している。
- (11) 前掲(5)。
- (12) 後掲史料五。
- (13) 前掲(1)森著。
- (14) 前掲(1)家永論文、前掲(5)。

- (16) 前掲(5)。
- (17) 崇光上皇還京後、広義門院は光厳・後光厳の周旋に動いている(『園太暦』延文二年五月一六日条。『園太暦』延文二年五月一五日条。『園太暦』延文二年七月二〇日条)。
- (18) 『村田正志著作集 第四卷 證註椿葉記』(思文閣出版、一九八四年)。山田徹氏は、貞治末年に崇光上皇の京外伏見殿から京内近くの菊亭への移住、崇光皇子榮仁王への親王宣下が起きたことに注意を向けられている(前掲(10))。
- (19) 「又語云立□□於武家有沙汰、大略落居云々」という風聞が流れていた(『師守記』貞治三年二月二六日条)。
- (20) 『後愚昧記』貞治六年九月九日条。
- (21) 「後光厳天皇御記」応安三年八月一七・一九日条(『大日本史料』第六篇之三二、応安三年八月一九日条)。
- (22) 前掲(22)。
- (23) 史料一の続きでは、光厳法皇置文が將軍御所の「内」へ運ばれ、洪川幸子等への説得が行われている。
- (24) 川添昭二「鎮西管領斯波氏経・洪川義行」(渡辺澄夫先生古稀記念事業会編『九州中世社会の研究』、第一法規出版株式会社)、佐藤進一「日本の歴史九 南北朝の動乱」(中公文庫、中央公論社、一九七四年、初出一九六一年)。
- (25) 前掲(1) 家永論文、(5)。
- (26) 小川剛生『足利義満—公武に君臨した室町將軍—』(中公新書、中央公論新社、二〇一二年)、前掲(1) 森著第四章第一節。前掲(1) 今谷著では不干渉策としつつも、鎌倉幕府とは相違するものとも評価している。
- (27) 頼之は、北小路教光から伝えられた崇光上皇宸筆折紙を奪い取り、後光厳天皇へ進上することまで行っている(『後光厳天皇御記』応安三年一月三日条(『大日本史料』第六篇之三二、応安三年八月一九日条))。
- (28) 小川剛生前掲(26)。
- (29) 『後深心院閔白記』永和四年五月六日条。
- (30) 『花宮三代記』貞治六年二月二九日条に「執事六角萬里小路亭」とあり、史料二の六角万里小路邸が管領邸として使用されていたことがみえる(前掲(4) 小川信著)。
- (31) 前掲(4) 小川信著・前掲(26) 小川剛生著でも、そのことに触れている。
- (32) 小川信『足利一門守護発展史の研究』(一九八〇年、吉川弘文館) 第一編第一章第一節。

- (33) 『荒暦』応永三年五月一〇日条(『大日本史料』第七編之二、応永三年五月十日条)。細川頼之室が義満の乳母であったことは、頼之管領就任の背景事情のひとつとされている(前掲(4)小川著)。
- (34) ただし、その実子は早世したとされている(前掲(4)小川信著)。
- (35) 前掲(32)。
- (36) 例えば、信濃守護小笠原氏は「京都屋地」を所領として所持していた(『南北朝遺文 関東編』四二二八)。対して細川氏の場合、頼之実弟の頼有やその子頼長の所領に京都の屋敷はみえない(『永青文庫叢書 細川家文書 中世編』二七)。
- (37) 『尊卑』。
- (38) 細川局と称される女房は観応年間にもいるが(『祇園執行日記』観応元年四月二日条)、本論で取り上げる人物とは活動時期が離れており、細川氏の世代も頼春から頼之へと交代していることや、「細川局」という表記は、時代を超えて細川氏出身の女性に使用される言葉(『政所賦銘引付』五五(『室町幕府引付史料集成』)であることから別人と考える。
- (39) 秋山喜代子「皇子女の養育と「めのと」―鎌倉前半期を中心に―」(『遙かなる中世』一〇、一九八九年)・同「乳父について」(『史学雑誌』九九一七、一九九〇年)・同「養君にみる子供の養育と後見」(『史学雑誌』一〇二一一、一九九三年)。
- (40) 『大日本史料』第六篇之三三、応安四年雜載。史料四については、『統史料大成』本「祇園執行日記」と『大日本史料』のふたつの刊行本がある。論者が同史料の東京大学史料編纂所所蔵写真帳(『祇園社務家日記』、請求記号六一七三一―一七三)をみたところ、『大日本史料』が正確な翻刻であったので本論ではこちらを掲載した。
- (41) 白井信義氏は史料五にみえる「將軍御舎兄僧」を柏庭清祖だとされている(白井信義「足利義満」(吉川弘文館、一九七〇年))。
- (42) 史料三・四から細川局が「御タカ」とも称されていたことがわかる。細川局は『蔭涼軒日録』文明一七年九月一八日条でも「細川御高之局」と記載されている。
- (43) 高橋殿や足利將軍の寺社參詣、將軍妻室たちの女性旅行については、松岡心平「室町將軍と傾城高橋殿」(松岡心平編『看聞日記と中世文化』森話社、二〇〇九年)が論じている。

- (44) 中世の御所の居住空間を公の場である「表」と内々の場である「奥」に区分することについては、秋山喜代子『中世公家社会の空間と芸能』（山川出版社、二〇〇三年）序章を参照。
- (45) 『後深心院関白記』 永和四年五月五日条。
- (46) 『陰涼軒日録』 文明一七年九月一八日条。
- (47) 義満のこの寄進は「康暦元年六月十五日」に行われたものである（前掲（46））。
- (48) 『大日本史料』 第六篇之四〇、応安七年三月一日条。
- (49) 後光厳上皇の中陰仏事が院御所であった柳原殿で修されたことは『後深心院関白記』 応安七年二月二日条・『師守記』 応安七年二月二日条にみえている。
- (50) 久水俊和『室町期の朝廷公事と公武関係』 第二部第五章（岩田書院、二〇一一年、初出は二〇〇三年）。
- (51) 前掲（26） 小川剛生著。
- (52) 家永遵嗣「三魔」（『日本歴史』 六一六、一九九九年）。
- (53) 前掲（5）。
- (54) 前掲（26） 小川剛生著。
- (55) 東京大学史料編纂所蔵写真帳（請求記号：六一七三一八五）によった。
- (56) 康暦二年に死去した日野時光嫡女について、小川剛生氏は日野幸子とし（前掲（26） 小川著）、家永遵嗣氏は日野時子としている（前掲（1）・（5） 家永論文・報告）。本論では、家永説同様、後光厳上皇追善仏事に参仕した典侍として「時子」の名がみえることから、『後深心院関白記』 応安七年三月六日条、時子と比定する。
- (57) 細川義之は応永三年までに出家し、「讃岐入道」と称していた（若松和三郎『中世阿波細川氏考』 原田印刷出版株式会社、二〇〇〇年）。
- (58) 『兼宣公記』 応永一〇年二月二日条。
- (59) 広橋兼宣母について『尊卑分脉』（『増訂国史大系』 本、以下『尊卑』と略記）、は単に家女房とのみ記載している。史料一〇にあるように老堂との音信許可を兼宣とその兄弟が喜んでいること、『兼宣公記』 応永一〇年二月一・二日条で、老堂を崇賢門院御所に招請した際に集結した兼宣兄弟が同母兄弟とみられることから老堂兼宣母と考えられる（上記の宴に参加していない兼宣の兄弟である僧長猷（『尊卑』）は『兼宣公記』 応永八年

- 一〇月二〇日条で、「予兄弟、他腹也」と記されている。
- (60) 『愚管記』康暦元年閏四月一四日条、『後愚昧記』康暦元年閏四月一四日条、『花宮三代記』康暦元年閏四月一四日条。
- (61) 『後愚昧記』康暦元年閏四月二一日条。それ以外では、頼之の「無双之知音」覚王院宋縁も離京を迫られている(拙稿「細川頼之と覚王院宋縁」『学習院史学』五二、二〇一四年)
- (62) 『後愚昧記』永和五年三月六日条。
- (63) 『愚管記』永徳元年六月五日条。
- (64) 佐藤進一『室町幕府守護制度の研究 下』(東京大学出版会)、若宮前掲(63)。頼之が「四州総轄常久居士」と称されたため、義之の守護在任に疑問もだされている(前掲(32)第五章第一節)。この点については、頼之が「四国管領」と称されたように四国での勢威を評したものとみえ、義之以外に守護的な活動を行った人物もいないため義之を守護と考える。
- (65) 『尊卑』。
- (66) 広橋兼宣の生年が貞治五(一三六六)年であるため(『尊卑』・「公卿補任」から逆算)、それが下限となる。また、兼宣には崇賢門院に仕えた姉が存在する(『尊卑』)。
- (67) 山田徹「南北朝期の守護在京」(『日本史研究』五三四、二〇〇七年)中の表二参照。
- (68) 松永和浩『室町期公武関係と南北朝内乱』(吉川弘文館、二〇一三年)。
- (69) 前掲(1)今谷・森著、佐藤進一「室町幕府論」(『日本中世史論集』一九九〇年)、田中義成『足利時代史』(講談社学術文庫、講談社、一九七九年、初版一九七三年)。
- (70) 伊藤喜良『南北朝動乱と王権』(東京堂出版、一九九七年)。前掲(1)・(5)・(11)家永論文・報告、小川剛生「二条良基研究」(笠間書院、二〇〇五年)・小川剛生前掲(26)著。
- (71) 斯波氏は崇光上皇の孫伏見宮貞成親王の著『椿葉記』に、斯波義将が御所伏見殿を焼け出された上皇の皇子伏見宮榮仁親王に山莊を提供したこと、「准后御かくれの年、管領申沙汰して伏見御領を返申さる」と義満死後に義将の子義重が伏見宮家への所領返付を取り計らったことを記されており、崇光皇統と親密であった。



One of the most characteristic events that occurred during the second half of the Nanboku-chō period is known as the ennoblement of shogun Ashikaga Yoshimitsu. It is interpreted as an increase of Yoshimitsu's power and the domination of the Samurais over the *kuge*. However, contemporary research seeks to understand Yoshimitsu's ennoblement through the way the shogun was incorporated by *kuge* such as Nijō Yoshimoto who supported the reign of Emperor Go-Kōgon.

This paper discusses the relationship between the samurai and the court aristocracy during the Ōan era when the Shogun's Deputy Hosokawa Yoriyuki assumed governance as the guardian of Yoshimitsu, and the emperor Go-Kōgon of the Northern court abdicated the throne in favour of his son Go-Enyū. This problem not only involved Yoriyuki, but also official spouse of the former shogun Shibukawa Kōshi as well as the *daimyōs*. This was not simply an internal affair of the Northern court. Since Yoriyuki supported the transfer of power from Go-Kōgon to Go-Enyū the anti-Hosokawa faction criticized him as “favouritism.”

This paper shows that Yoriyuki's support to the Go-Kōgon's lineage was probably motivated by the existence of family bonds. Indeed, Yoriyuki's daughter Hosokawa no Tsubone was married to the house Hirohashi, maternal relatives of emperor Go-Kōgon, making the Hosokawa clan *de facto* parents of the Go-Kōgon's imperial lineage. It also has been established that the cousinhood of Yoshimitsu and Go-Enyū has had consequences on the relations between samurai and the *kuge*. The supporters of Go-Kōgon's lineage also gained the support of the Hosokawa clan *daimyōs*, thus developing an even closer relationship.

Instead of simply interpret the history of Muromachi *bakufu* as an opposition between the *daimyōs*, this paper seeks to take blood bonds or religious institutions into consideration and argues for the involvement of the Northern court and the *kuge*. Indeed, there had likewise been occasions where Yoriyuki, considering his family bonds, could not stay out of the political troubles of the Northern court and the question of the imperial lineage.

(平成二十七年史学専攻博士後期課程単位取得退学)